

九州国際大学における公的研究費の管理運用に関する行動規範

九州国際大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公共性を担保し、大学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、本学が取り扱う全ての研究資金（以下「公的研究費」という。）の管理運用に関する行動規範を定める。

本学の公的研究費の管理及び運営に関わるすべての者（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 研究者等は、公的研究費が本学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知、本学が定める規程等並びに事務処理手続及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費を計画的かつ適正に使用しなければならない。
事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して、公的研究費の不正使用を未然に防止するようにしなければならない。
- 5 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 7 研究者等は、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、適切に対応しなければならない。